平成２５年第４回見附市教育委員会定例会会議録

○招集日時　　平成２５年８月２９日（木）　１４時００分

○招集場所　　見附市役所　４０２会議室

○　会議に付した議件

議第４９号　専決処分について（見附市文化財保護審議会委員の委嘱について）

議第５０号　専決処分について（子どもの医療費助成に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について）

議第５１号　見附市指定天然記念物の指定について

議第５２号　青少年育成センター運営委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について）

議第５３号　見附市立保育園設置条例の一部を改正する条例の制定について

議第５４号　見附市高等技能訓練促進費等給付金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について

議第５５号　見附市自立支援教育訓練給付金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について

議第５６号　見附市子ども・子育て地域協議会設置要綱の制定について

議第５７号　平成２５年度一般会計補正予算（見積書）のうち教育関係予算の原案について

○出席委員（５名）

委　員　長　　小林　弘武　君

委　　員　　南雲　京子　君

委　　員　　武田　一夫　君

委　　員　　小倉美砂子　君

委員・教育長　　神林　　晃正　　君

○事務局出席者

教育部長　　星野　　隆　　君

学校教育課長　　松井　　謙太　　君

こども課長　　土田　　浩司　　君

まちづくり課長補佐　　早川　　洋介　　君

教育総務課長補佐　　星　　正樹　　君

学校教育課長補佐　　神林　　俊之　　君

こども課長補佐　　岡田　　恵子　　君

教育総務課主事　　佐野功次郎　　君

１４時００分開会

委　員　長

只今より、平成２５年第４回見附市教育委員会定例会を開会いたします。

それでは、これより本日の会議を開きます。現在の出席委員は５名全員であります。

委　員　長

日程第１　会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第２７条の規定により武田委員を指名します。

委　員　長

日程第２　報告事項１．６月市議会定例会一般質問について、教育部長より説明願います。

教育部長

４名の議員から質問がありました。

重信議員からは、口腔ケアの推進として「①子どもの虫歯の現状と施策、今後

の目標について」「②教育環境の整備について」質問がありました。①に対して、「１２歳児の一人当たり平均むし歯本数に関し、見附市は県平均（０．６２本）を上回っている為、むし歯予防指導やフッ素塗布等を行っており、今年度から２歳児歯科健診時に保護者を対象とした啓発に努め、一人当たりむし歯本数０．２本（県下１位）を目標に対策を進める」旨を説明しました。②に対しては、学校司書の配置について説明し、「猛暑、熱中症対策については」、各学校におけるグリーンカーテン、２階以上の教室にはヨシズや遮光カーテンを設置している旨を説明し、ミストシャワーの設置については、設置可能な学校から設置していく旨を回答しました。なお、名木野小学校、今町・西中学校にミストシャワーを設置済であります。

大坪議員、佐々木議員、渡辺議員からは資料「６月市議会の概要」に記載した内容の質問がされ、別記の通り回答しました。

委　員　長

只今の説明に対して、ご質問ございませんか。

（各委員から「ありません」の声あり）

委　員　長

ないようですので、次に移ります。

委　員　長

報告事項２．中学生の広島平和式典への派遣について、３．防災スクール事業について、学校教育課長より説明願います。

学校教育課長

報告事項２．中学生の広島平和式典への派遣について、８月４日（日）～７日（水）に、各中学校の代表生徒４名を、学校教育課長補佐　神林が引率しました。７月２４日（水）「事前研修」、８月４日（日）～７日（水）「現地研修」を終え、

今後は「事後研修」として作文や壁新聞の作成、掲示等を実施した後、９月２４日（火）に教育委員会に対する報告会を開催します。また、参加生徒で執筆分担を割振り、「研修報告書」を作成して教育委員の皆様に配布予定です。

報告事項３．防災スクール事業について、昨年度名木野小学校で実施した「防災キャンプ事業」の成果であるモデルプラン、関連機関とのネットワーク等を活用し、今年度は今町小学校、名木野小学校を会場に「防災スクール事業」を実施しました。今町小学校は７月２５日（木）、２６日（金）に４年生約８０名が参加、名木野小学校は８月２２日（木）、２３日（金）に５年生約７０名が参加しました。今町小学校では、「地域の防災倉庫の確認」を実施し、これは４年生社会科「学習指導要領」の内容と関連させた取組です。次年度以降も、「防災スクール事業」を「特色ある教育活動」として位置づけ、継続発展していく予定です。

委　員　長

只今の説明に対して、ご質問ございませんか。

委　員　長

報告事項３．防災スクール事業について、平成２６年度以降に実施会場となる学校の選定方法は、市内全校から輪番制等で選定する予定ですか。

学校教育課長

選定方法は現在検討中ですが、今年度初めて実施した今町小学校に関しては、今町小学校からの自薦に基づき選定しました。

委　員　長

他にございませんか。

（各委員から「ありません」の声あり）

委　員　長

ないようですので、次に移ります。

委　員　長

報告事項４．財産の無償譲渡及び無償貸付について、こども課長より説明願います。

こ ど も 課 長

保育園民営化等実施計画に基づく中央保育園の民営化に関し、昨年実施した民営化選定委員会において移管先法人を決定しました。平成２６年４月の移管に向け、移管先法人が安定して保育事業運営を行えるよう、次のとおり同保育園の建物無償譲渡及び土地無償貸付を行う手続きを進めます。①無償譲渡する財産は、現中央保育園の建物（鉄筋コンクリート２階建、延べ床面積９５４．２５㎡）②無償貸付する財産は、現中央保育園の敷地（１８９２．８６㎡）③無償譲渡、無償貸付の条件は、譲り受けた建物及び借り受けた土地を、児童福祉に資する施設以外の用途に使用しないこと④無償譲渡、無償貸付の相手方は、「社会福祉法人芳香稚草園」とする。今後の手続きは、資料「５　スケジュール」に記載した通り、９月市議会で地方自治法に定める議会承認を受け、平成２６年２月に契約締結する予定です。

委　員　長

只今の説明に対して、ご質問ございませんか。

（各委員から「ありません」の声あり）

委　員　長

ないようですので、次に移ります。

委　員　長

報告事項５．中学生の海外派遣について、まちづくり課長より説明願います。

まちづくり課長補佐

今年度で５回目の派遣事業であり、中学生８名がベトナム・ダナン市を訪問し

ました。派遣生徒は資料に記載した名簿の通り（男子１名、女子７名、計８名）です。学校別では、見附中学校から２名、南中学校から３名、西中学校から３名が参加しました。募集時点で１２名の申込みがあり、面接による選考を経て、８名を選出しました。引率者として星野教育部長、学校教育課　榎本主査、企画調整課　堀江主査からご協力いただきました。また、今年度初めて、国際交流協会員の松本美紀子氏から引率者に加わっていただきました。派遣期間は８月１５日（木）～２３日（金）の７泊９日で、資料Ｐ２～３に行程を記載しました。韓国　仁川から直接ダナンに入り、２日目にダナン外務局、「さくら日本語学校」を訪問。その後、中学生は２泊３日のホームステイを行いました。５日目に日系企業見学、６日目にダナン市タイソン中学校を訪問しました。７日目に世界遺産「ホイアン」等を見学しました。その後、ホーチミン市に移動し、ベトナム戦争で使われた「クチトンネル」や「戦争証跡博物館」等を見学し、韓国　仁川を経由して８月２３日（金）１９:５５に無事、新潟に帰国しました。資料Ｐ４に「派遣生のひとこと、感想」を記載しました。今後の予定は、９月９日（月）帰国報告会、９月２０日（金）事後学習会を開催し、正式な報告書を作成します。派遣生徒は親元を離れ、誰にも頼らずホームステイし、一回りも二回りも大きく成長して帰国しました。来年度もダナン市に中学生を派遣しますので、ご協力願います。また、１０月２日（水）～１０月１０日（木）に、ダナン市訪問団が見附市を訪問します。期間中、市内小中学校を訪問し交流を深める予定ですので、ご協力願います。

委　員　長

只今の説明に対して、ご質問ございませんか。

教　育　長

応募者が多数であった為、面接選考により８名を選出したが、選出されなかっ

た生徒に対する対応策等はありますか。

また、派遣時期について、８月中旬は適切と考えますか。

まちづくり課長補佐

予算額に上限等があった為、応募者全員を参加させることは出来ませんでした。選出されなかった生徒は、是非、次年度以降も応募いただくことを願います。

ベトナムの気候条件等を勘案すると、２月頃に派遣することが最も望ましいと考えますが、見附市中学生が最も参加し易い夏季休暇中に実施しております。昨年度までは８月上旬に派遣していたが、タイソン中学校等の夏季休暇期間等を勘案し、今年度は８月中旬に派遣しました。

委　員　長

他にございませんか。

（各委員から「ありません」の声あり）

委　員　長

ないようですので、次に移ります。

委　員　長

報告事項６．全国学力・学習状況調査の結果について、学校教育課長より説明願います。

学校教育課長

昨日、全国学力・学習状況調査の結果（速報）が発表されました。見附市「小学校平均」は、国語（Ａ（基礎)、Ｂ（応用))、算数（Ａ（基礎)、Ｂ（応用））とも全国平均を上回りました。なかでも特筆すべき点として、国語Ｂが全国平均を４．０ポイント上回る結果となりました。見附市「中学校平均」は、国語（Ａ、Ｂ)、数学（Ａ、Ｂ）とも、全国平均以上の結果となりました。

益々の学力向上を目指し、教育委員会として、昨年度から開催している「４時

から夢塾」（教職員の指導力向上を目的とした連続セミナー）等を継続実施し、教職員の指導力向上に継続して努めます。

委　員　長

只今の説明に対して、ご質問ございませんか。

委　員　長

見附市「小学校平均」は全国平均を大きく上回る結果ですが、見附市「中学校平均」は全国平均を上回るポイント幅が縮小しています。どの様な原因が考えられますか。

学校教育課長

ご指摘された特徴は、新潟県全県において認められる傾向です。「学習意欲の低減」「部活動に対する取組方法」等の原因が予測されますが、明確な原因が不明である為、原因究明が今後の課題と考えます。

委　員　長

他にございませんか。

（各委員から「ありません」の声あり）

委　員　長

ないようですので、以上で報告事項を終了します。

委　員　長

日程第３　議第４９号　専決処分について（見附市文化財保護審議会委員の委嘱について）、議題とします。教育部長より説明願います。

教　育　部　長

見附市文化財保護審議会委員について、Ｐ６に記載した名簿の通り、５名の方に委嘱したいので、承認願います。委嘱期間は平成２５年４月１日～平成２７年３月３１日（２年間）です。

委　員　長

只今の説明に対して、ご質疑はありませんか。

（各委員から「ありません」の声あり）

委　員　長

ないようですので、質疑を終結いたします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（各委員から「異議なし」の声あり）

委　員　長

ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

委　員　長

次に、議第５０号　専決処分について（子どもの医療費助成に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について）、議題とします。こども課長に説明を求めます。

こ ど も 課 長

Ｐ７をご覧ください。今回の改正は、子どもの医療費助成対象期間を９月１日から拡充する為の改正であり、受給者への周知や手続きを行う期間が必要であることから、専決したものです。「助成対象期間」を定める第６条第１号では、通院医療費の助成対象期間を規定しており、これまで「満６歳」までとしていたものを「満９歳」まで延長します。これは、「小学校就学前まで」だった助成対象期間を、「小学校３年生まで」に拡充する為の改正です。また、同条第１号中の「満１５歳」という記載を、「満１８歳」に改正します。これは、１８歳未満の子どもが３名以上いる世帯の場合、これまで「中学校卒業まで」だった助成対象期間を、「高校卒業まで」に拡充する為の改正です。この他、入院医療について規定する

同条第２号においても、「中学校卒業まで」を助成対象期間としますが、１８歳未満の子どもが３名以上いる世帯の場合には、「高校卒業まで」助成できるように改正する為、必要な文言を追加します。

委　員　長

只今の説明に対して、ご質問ございませんか。

（各委員から「ありません」の声あり）

委　員　長

ないようですので、質疑を終結いたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（各委員から「異議なし」の声あり）

委　員　長

ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

委　員　長

次に、議第５１号　見附市指定天然記念物の指定について、議題とします。教育部長に説明を求めます。

教 育 部 長

８月８日（木）開催した文化財保護審議会において、「ギフチョウ」の天然記念物指定について検討が行われ、市指定を行うことが望ましいとの結論に至りました。見附市文化財保護条例第２４条第１項の規定により、「ギフチョウ」を市指定天然記念物に指定したいものであります。

委　員　長

只今の説明に対して、ご質疑はありませんか。

委　員　長

見附市指定天然記念物として、既に指定されている生物等は何件ありますか。

教 育 部 長

このたびの「ギフチョウ」が、初指定です。

教　育　長

天然記念物に指定することによって､今後どの様な取組を実施する予定ですか。

教 育 部 長

希少価値が高く、乱獲対象とされる生物である為、乱獲防止等の啓発活動（看板設置等）に努めます。

委　員　長

他にございませんか。

（各委員から「ありません」の声あり）

委　員　長

ないようですので、質疑を終結いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（各委員から「異議なし」の声あり）

委　員　長

ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

委　員　長

続いて、議第５２号　青少年育成センター運営委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について、議題とします。学校教育課長に説明を求めます。

学校教育課長

見附市青少年育成センター設置条例の条番号変更に合わせて修正するものです。

委　員　長

只今の説明に対して、ご質問ございませんか。

（各委員から「ありません」の声あり）

委　員　長

ないようですので、質疑を終結いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（各委員から「異議なし」の声あり）

委　員　長

ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

委　員　長

続いて、議第５３号「見附市立保育園設置条例の一部を改正する条例の制定について」から議第５６号「見附市子ども・子育て地域協議会設置要綱の制定について」、議題とします。こども課長に説明を求めます。

こ ど も 課 長

議第５３号　見附市立保育園設置条例の一部を改正する条例の制定について、Ｐ１２をご覧ください。平成２６年４月から中央保育園を民営化することとし、本年１１月には、平成２６年度入園申込の受付を開始します。その前に、本条例の改正を行う必要がある為、新旧対照表に記載した通り、「別表」（公立保育園の名称、位置）から、中央保育園に関する記載を削除します。附則において、平成２６年４月１日から施行します。

議第５４号　見附市高等技能訓練促進費等給付金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について、Ｐ１３をご覧ください。本事業は、国の「母子家庭等自立支援給付金事業」に基づき実施するものであり、国事業内容が平成２５年５月１６日付で改正（平成２５年４月１日から適用）された為、国に合わせて市要綱を改正します。国改正内容の１点目は、母子家庭だけでなく、父子家庭も対象とされました。新旧対照表のＰ１４をご覧ください。「対象者」を規定する第３条にお

いて、これまで「母子家庭の母」と規定したものを、「母子家庭の母又は父子家庭の父」に改正します。また、第１条「目的」、第７条「交付決定」、別記様式等で、同様の改正を行います。改正の２点目は、第１条に規定する「養成機関」に関し、これまで「(通信教育を含む。)」とされていたが、通学を原則とする観点から、養成機関が遠隔地にある為通学が困難な場合等、やむを得ない場合に限り通信教育を含むこととされ、見附市の場合、通学可能な範囲に養成機関が存在する為、通信教育に関する記載を削除します。改正の３点目について、Ｐ１７をご覧ください。これまで、訓練促進費の給付期間は１８月を上限としましたが、２年を上限とする変更を行います。また、市町村民税非課税の場合の交付月額を「141,000円」から「100,000 円」に改正します。なお、今回の国改正に合わせて、文言等を修正する改正を行います。本要綱の名称は「給付金「交付」要綱」でありますが、条文中では、(「交付」ではなく)「「支給」する」との表現が混在する為、「交付」という表現に統一する改正を行います。附則において、公布の日から施行し、平成２５年４月１日から適用します。

議第５５号　見附市自立支援教育訓練費給付金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について、Ｐ２２をご覧ください。本事業も、議第５４号同様、国の「母子家庭等自立支援給付金事業」に基づき実施しており、国の事業変更に合わせ、市要綱を改正するものです。改正内容は、第２条「対象者」において、これまで「母子家庭の母」と限定したものを、「母子家庭の母又は父子家庭の父」と拡大改正するものです。第１条においても同様に、「父子家庭の父」を追加します。附則において、公布の日から施行し、平成２５年４月１日から適用します。

議第５６号　見附市子ども・子育て地域協議会設置要綱の制定について、Ｐ２３をご覧ください。平成２４年８月に成立した「子ども・子育て関連３法」に基づき、平成２７年度から「子ども・子育て支援新制度」が実施されることになり

ました。「子どもを産み、育てやすい社会の創設」を目的とした「子ども・子育て支援新制度」の主要ポイントは３点（① 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供②地域の子ども・子育て支援の充実③待機児童を解消する為の保育の量的拡大・確保）を図ることであり、各市町村が「子ども・子育て支援事業計画」を策定しなければなりません。計画策定時には、子どもの保護者、その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聞くこととされている為、本要綱で「子ども・子育て地域協議会」を設置します。第１条で、「子ども・子育て支援に関する事業について、ニーズに即した効果的かつ効率的な運用を実施する」為、協議会を設置する旨を規定します。第２条で「所掌事務」を規定し、①見附市子ども・子育て支援事業計画に関して意見を述べること②保育事業の利用定員に関して意見を述べること③子ども・子育て支援施策に関し、市長が必要と認めることについて調査審議することを、明記します。附則において、公布の日から施行します。

委　員　長

只今の説明に対して、ご質問ございませんか。

委　員　長

議第５４、５５号について、見附市内で父子家庭数は増加していますか。

こ ど も 課 長

平成２２年８月以降、「児童扶養手当」の支給対象として父子家庭が追加された経緯があり、このたび更に、高等技能訓練促進費や自立支援教育訓練費の支給対象としても、父子家庭を追加するものです。「児童扶養手当」支給対象としての父子家庭数は、市内でも増加傾向があります。

委　員　長

他にございませんか。

（各委員から「ありません」の声あり）

委　員　長

ないようですので、質疑を終結いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（各委員から「異議なし」の声あり）

委　員　長

ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。なお、議第５３号は、条例の一部改正ですので、市議会に提出することにいたします。

委　員　長

次に、議第５７号　平成２５年度一般会計補正予算（見積書）のうち教育関係予算の原案について、一括して議題とします。教育部長及び関係課長に説明を求めます。

教育部長

Ｐ２６をご覧ください。補正要求額が０円でありますが、耳取遺跡発掘作業における作業員賃金等を減額し、代わりに、土砂埋戻し用重機借上料に組替えるものです。

Ｐ２７をご覧ください。給食センター運営費2,465千円を増額するもので、ボイラーエコノマイザ（ボイラー排熱を利用し、ボイラーへの給水を予熱することにより効率を向上させる装置）や、自動火災報知機等の修繕費の増額分であります。

学校教育課長

「小学校健康衛生費」について、Ｐ２８をご覧ください。学校薬剤師の給食センター衛生検査に係る費用弁償及び検査手数料を計上します。当初予算10,600千円のところ、54千円を増額補正し、補正後の予算額は10,654千円と

なります。

「見附１８年教育推進事業費」について、Ｐ２９をご覧ください。市民向け販売用の副読本「みつけ塾」増刷経費（３冊×1,000セット）1,200千円と手数料105千円の増額、加えて県キャリア教育推進事業費170千円の補助を受けたことに伴う補正です。当初予算2,730千円のところ、1,475千円を増額補正し、補正後の予算額は4,205千円となります。

「教育センター費」について、Ｐ３０をご覧ください。申請していた内田エネルギー振興財団助成金を活用した理科教育備品の購入費を計上します。当初予算3,360千円のところ、400千円を増額補正し、補正後の予算額は3,760千円となります。

「教育指導経費」について、Ｐ３１をご覧ください。「伊達市移動教室」事業に係る謝金、需用費を計上します。謝金はEボート講師謝金、需用費は横断幕作成や記念植樹等に係る経費です。当初予算10,600千円のところ、54千円を増額補正し、補正後の予算額は10,654千円となります。

こ ど も 課 長

Ｐ３２「ひとり親家庭自立支援事業」について、492 千円を増額補正します。ひとり親家庭の母又は父に対し、就職に有利な資格の取得を支援する為の「高等技能訓練促進費等給付金」について、当初予算では３名分（継続２名、新規１名）を見込みましたが、修学・自立意欲のある新規２名の方から申込みがあった為、不足分を増額補正するものです。

Ｐ３３「私立保育所運営費」について、5,500 千円を増額補正します。国では、保育士人材確保対策の一環として、今年度から、保育士の処遇改善に取組む保育所に対し、「安心子ども基金」の「保育士等処遇改善臨時特例事業補助金」を交付することとしました。見附市でもこの事業に取組むこととし、市内私立保育園（4

園）に対する交付金額を補正計上します。

Ｐ３４「私立幼稚園就園奨励費」について、927 千円を増額補正します。当初予算では、例年の申請者数を勘案して予算計上しましたが、実申請者数が見込数を上回った為、不足分を補正するものです。

Ｐ３５「公立保育所運営費」について、74,300 千円を増額補正します。国の「地域の元気臨時交付金事業」として、築３０年以上経過した本所保育園の改修工事、民営化される中央保育園移管に伴う改修工事、平成２６年度開設予定の「新町病後児保育室（仮）」設置工事を実施します。

委　員　長

只今の説明に対して、ご質問ございませんか。

委　員　長

「公立保育所運営費」について、中央保育園を改修工事した後に、移管先法人へ無償譲渡するのですか。

こ ど も 課 長

移管先法人募集要項に定める通り、本来、市が修繕すべき箇所（通常、市が維持管理すべき箇所）と認める修繕について、譲渡前に実施するものです。

教　育　長

「公立保育所運営費」について、本所保育園改修工事の詳細内容を教えて下さい。

また、「新町病後児保育室（仮）」設置工事について、見附市独自の特色があれば、教えて下さい。

こ ど も 課 長

本所保育園改修工事について、入所園児数に見合うだけの園舎面積が確保されていない為、平成２４年度に増設工事を実施した桜保育園と同程度（100 ㎡弱）

の増設工事を実施予定です。

「新町病後児保育室（仮)」設置工事について、他市の施設等を視察し、中央公民館分館１階「多目的ホール」を改修予定です。新町子育て支援センターが付近に開設されている為、必要に応じて病後児保育室へ保育士を応援派遣すること等が可能となる見込です。

委　員　長

他にございませんか。

（各委員から「ありません」の声あり）

委　員　長

ないようですので、質疑を終結いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（各委員から「異議なし」の声あり）

委　員　長

ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

委　員　長

以上で本日提出されました議題の審議は全て終了しました。

これにて平成２５年第４回見附市教育委員会定例会を閉会いたします。

１５時３０分閉会

以上、会議の大要を記載し、その内容に相違ないことを証するため、委員長及び会議録署名委員ここに署名する。

委　員　長

会議録署名委員